

東京湾に親しみを一身近な自然とともにみらいの東京湾へ

東京湾大感謝祭2023

2023年10月14日(土)/15日(日)・横浜市役所アトリウム



東京湾再生官民連携フォーラム

みんなの東京湾、みんなで未来の東京湾を楽しもう
-連携活動による脱炭素・共生社会の東京湾へ-

出展のご案内

(横浜市役所アトリウム一次案内)



東京湾大感謝祭は、「東京湾に親しみを一身近な自然とともにみらいの東京湾へ」を想っていただける交流のイベントです。

東京湾の現状を理解していただく、日々の活動の発表、そして交流・連携の場として、生活者や企業・団体・学校・大学と国・自治体がともに、東京湾を考え、アクションのきっかけを提供する場となります。日常の活動の発表・PRに是非、ご参加ください。

- 催 事 名：東京湾大感謝祭2023
- 会 期：2023年10月14日(土)～15日(日) 10:00～17:00
※15日(日)は午後4時30分まで
- 会 場：横浜市役所アトリウム
- 主 催：東京湾大感謝祭実行委員会
- 共 催：国土交通省関東地方整備局 環境省 横浜市 東京湾再生官民連携フォーラム
(一財)みなと総合研究財団 東京湾の環境をよくするために行動する会
横浜港ポート天国推進連絡協議会
(2022年度実績より予定)

■お申込み(出展受付)

東京湾大感謝祭2023出展者事務局 担当：松田、稲村
〒113-0033 東京都文京区本郷3-6-9エルデ本郷館5F(株)スリービー内
TEL. 03-5805-1059 FAX:03-5805-1058 e-mail(申込書送信先): tbsaisei@threeb.co.jp
※東京湾大感謝祭実行委員会事務局より出展受付の運営委託を受けご案内しています。

■事務局

東京湾大感謝祭実行委員会事務局 担当：間瀬
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビル4F(一般財団法人みなと総合研究財団内)
TEL. 090-1506-7646 e-mail. fes@tbsaisei.com URL <http://tbsaisei.com/>

出展・協賛メニュー

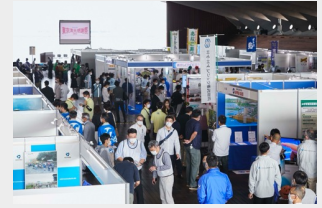
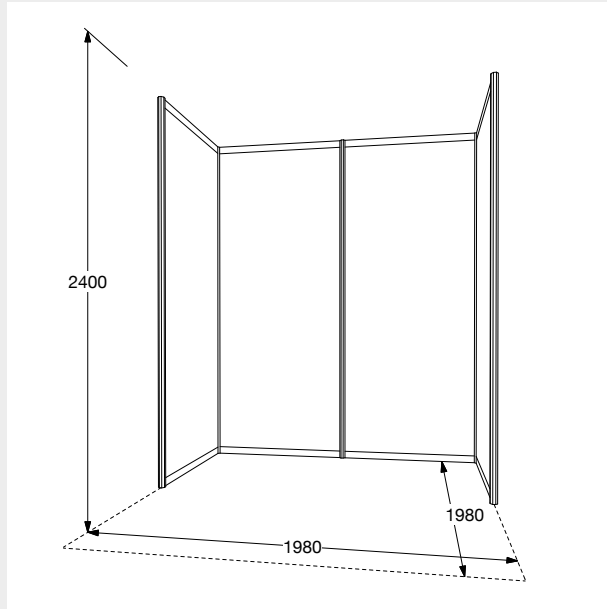
展示ブースのご案内

■横浜市役所アトリウム内出展ブース仕様(予定)

1. ブースサイズ: W2m × D2m × H2.4m
2. 壁面パネル

3. 備品・電源等はオプション
となりご用意しています。

別途「オプション備品」を
参照願います。



No.	出展ブースメニュー	出展料(税別)
A	一般(企業・団体)出展ブース	200,000円
B	市民団体出展ブース	50,000円

■アクセス



東京湾大感謝祭2023・横浜市役所アトリウム 展示会出展・協賛契約規約

第1条 規約の履行

本イベントにおいて展示、協賛、ステージ等をおこなう企業・団体等（以下出展者という）は、以下に記載する各規定および主催者から提示される「出展マニュアル」等に記載する各規定を遵守すること。これらに違反した場合、若しくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展・協賛申込の拒否、出展・協賛契約の解約、小間・展示物・装飾物・協賛内容の撤去・変更・削除の指示を、それぞれ行うことができるものとする。その際、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展・協賛契約の解約、小間・展示物・装飾物・協賛内容の撤去・変更・削除によって生じた出展者および関係者の損害について主催者は一切補償しない。主催者に損害があった場合には、出展者にその全額の賠償が発生する。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとする。出展者はあらかじめ、本規約を了解のうえ、本出展・協賛申し込みを行うこととする。将来この点についての異議は一切受け付けない。

第2条 出展・協賛資格

出展者は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービス、社会的活動等を提供する企業・団体その他の事業体を優先し、主催者は、出展者の提供内容が本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有する。

第3条 出展者名

出展・協賛申込書に記入された出展者名は、本イベントの告知広告、公式Webサイト、ガイドブックなどに掲載する場合があるため、必ず正式名称を記入すること。

第4条 展示期間及び展示時間

展示期間は、2023年10月14日から同年10月15日までの2日間とし、展示時間初日午前10時から午後5時まで、最終日は午前10時から午後4時30分までとする。

第5条 展示小間位置・協賛プラン・ステージ時間割の決定

展示小間位置・協賛プラン・ステージ時間割は、出展契約日、出展規模、出展・協賛プラン・ステージ内容等を考慮のうえ主催者が決定する。主催者は、できるだけ出展者の意向を尊重するよう努めるが、必ずしもすべての意向を反映させることができないことを承知おきいただくこととする。

第6条 出展契約の成立

出展者が出展・協賛申込書を提出し、主催者がそれを受理した日をもって、出展・協賛契約の成立とする。

第7条 出展・協賛料金の支払

出展者は、請求書に記載された期限までに、請求された出展・協賛料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとする。支払期日までに出展・協賛料金の振込が確認できない場合は、出展・協賛契約は解約となる。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者はその全損害を賠償するものとする。出展・協賛料金は、お申込み展示小間スペース及び出展ブース基本パッケージ、協賛プラン等の使用対価となる。出展・協賛に際しては、支払いいただく出展・協賛料金のほかに、装飾費（自社装飾）、またこのほか利用に応じて電気工事費、オプションで発注された品物の諸費用が発生する場合など、それらについては全額出展者の負担となる。

第8条 出展・協賛契約の解約

出展者が出展・協賛契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にてその旨を通知すること。その際、出展者には下記の解約料の支払いが発生する。

① 出展・協賛契約成立の日から2023年8月4日までは、出展・協賛料金の50%

② 2023年8月4日以降は、出展・協賛料金の100%

・ 解約料を超える費用発生や損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償すること。

・ 解約料は、請求書に記載された期限までに、請求書に指定された銀行口座へ振り込むものとする。

第9条 遅延損害金

出展者において、本出展・協賛契約上の金銭債務の履行を遅延した場合には、遅延の日から年14.6%の割合による遅延損害金の支払いが発生する。

第10条 転貸の禁止

出展者は主催者の許可なく、契約小間・協賛プランの全部または一部を他者へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を禁止する。

第11条 展示会の中止

主催者は、主催者の都合により、または天変地異及び新型コロナウイルス感染症拡大、気候状況の変化、交通機関の混乱などにより、いつでも本イベントの全部または一部を中止することができるものとする。この場合、主催者は、出展者に対して、開催中止となった部分の割合（一部中止の場合）及び開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展者に払い戻すが、それ以外には、一切の責任を負わない。

主催者の都合以外の理由によって、展示会の全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含みます）、主催者は、出展者に対し一切の責任を負わない。

第12条 損害賠償責任

主催者は理由の如何を問わず、出展者及びその関係者が会場を使用して出展することを通じて被った人身及び財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負わない。また出展者は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければならない。

主催者が、これらの損害の賠償請求を受けた場合、出展者は自らの責任でその支払いを行うと共に、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとする。

主催者は本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとする。

第13条 搬入と搬出・撤去

出展者は、主催者が提供する指定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとする。また出展者は、すべての展示品及び装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」等、または適宜指示書に規定された期間内に完了するものとする。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者及び関係者に損害が生じた場合、出展者は、それによって主催者及び関係者に生じた全損害を賠償するものとする。

第14条 展示規定

出展者は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示及び主催者が提供する「出展マニュアル」に従うこととする。出展者は自社の展示が近隣の出展者などの妨げにならないように配慮する。万一、近隣の出展者とトラブル等があった場合には、主催者の規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出展者はこの判断に従うものとする。

第15条 消防・安全・衛生

出展者は、会場に適用される消防及び安全・衛生にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければならない。また、会場管理者等のルールを厳守に努めること。

第16条 写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は主催者が有する。

第17条 個人情報の取り扱い

出展者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をおこなう必要がある。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。また取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとする。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとする。

主催者は、業務上の理由で必要に応じて、出展者の情報を運営、施工、電気等の委託会社等に提供することを出展者は承諾すること。

第18条 管轄裁判所

本出展契約から生ずる権利義務については争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とする。

東京湾大感謝祭2023・横浜市役所アトリウム 展示出展申込書

FAX.03-5805-1058 ※第一次申込締切 2023年7月28日(金)

申込日 年 月 日

当社(出展者)は、東京湾大感謝祭2023に展示出展を申し込みいたします。また、本申込書裏面に記載された展示会出展契約規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。主催者事務局(東京湾大感謝祭実行委員会)は、この出展申込書を受け付け次第、請求書を発行いたします。

■出展者名 ※出展者名は必ず正式な法人名をご記入ください。この出展者名は、公式Webサイトなどの出展者一覧に掲載いたします。

フリガナ	フリガナ	印 (必須)
出展者名	代表者名	

■出展窓口担当者 ※必ず正式名をご記入ください。

所属	_____	役職	_____
氏名	_____	e-mail	_____
住所	〒 _____		
電話	_____	FAX	_____

■申込内容

<input type="checkbox"/> A.一般(企業・団体)出展ブース	1小間 (2×2m)	200,000円 (消費税別)	_____ 小間 = _____ 万円
<input type="checkbox"/> B.市民団体会展ブース	1小間 (2×2m)	50,000円 (消費税別)	_____ 小間 = _____ 万円

■請求書送付先(出展窓口担当者となる場合)

所属	_____	役職	_____
氏名	_____	e-mail	_____
住所	〒 _____		
電話	_____	FAX	_____

■お申込・お問い合わせ先:

東京湾大感謝祭実行委員会(出展受付)
〒113-0033 東京都文京区本郷3-6-9エルデ本郷館5F 株式会社スリービー内
TEL.03-5805-1059 FAX.03-5805-1058 e-mail tbsaisei@threeb.co.jp

東京湾再生官民連携フォーラム事務局(東京湾再生・感謝祭デザインチーム)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビル4階 (一財)みなと総合研究財団内
TEL.090-1506-7646

事務局 処理欄				